

【国民生活事業】生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付に関するQ & A

(令和6年7月1日現在)

<融資制度等について>

Q 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要や融資限度額などを教えてください。

A 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近の売上が一定程度減少している方または債務負担が大きくなっている方にご利用いただける融資制度です。

災害により被害を受けた方がご利用いただける災害貸付と同様に、ご融資利率が低減され、長期でご返済いただけます。

ご融資限度額は、日本公庫の既存の融資制度を適用した貸付残高にかかわらず別枠で、8,000万円です。

詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

なお、ご利用にあたって、振興計画認定組合の組合員の方は、振興計画認定組合の長（組合の長から委任を受けた支部長または理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。

Q 日本公庫の既存融資を借換えるだけの利用は可能ですか。

A お借換日までの利息等は必要ですが、基本的には可能です（注）。

なお、以下の要件を満たす「つなぎ融資」に対応する場合を除き、民間金融機関の借入金のお借換えにはご利用いただけません。

① お客さま、民間金融機関のいずれからも、「日本公庫の新型コロナ感染症対策関連の融資を受ける予定でしたが、その間のつなぎ融資と認識して民間金融機関から融資を受けた（民間金融機関は融資を行った）」ことが確認できること。

② 前①で受けた融資の実行日が、新型コロナウイルスに関する経営相談窓口の設置日（令和2年1月29日）以降であること。

（注）借換は、新たな融資により既存融資を完済させることであり、既存融資残高の一部のみの借換はお取り扱いできません。

Q 生活衛生同業組合の組合員です。「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」により融資を受けていますが、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」も併せて利用できますか。

A 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」も併せてご利用いただけます。その場合の融資限度額は、合計で1億6,000万円（別枠）です。

Q 生活衛生同業組合に加入していません。「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により融資を受けていますが、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」も併せて利用できますか。

A 「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」も併せてご利用いただけます。ただし、すでにご利用いただいている生活衛生貸付のお借換を含む場合のみのお取り扱いとなります。その場合の融資限度額は、合計で1億6,000万円（別枠）です。

<現在ご利用中の方について>

Q 3月に生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付を融資してもらったばかりですが、最近、更に資金繰りが悪化しました。再度、融資の相談はできますか？

A 直近でご利用いただいた方であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに影響が出た場合は、ご相談を承っております。お気軽にご相談ください。

<創業して間もない方について>

Q 創業して1ヵ月ですが、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資対象になりますか？

A 誠に申し訳ございません。創業後3ヵ月未満の方は、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付のご融資

はご利用いただけません。

創業して間もない方向けの生活衛生新企業育成資金など、お客さまに応じたご融資制度をご案内いたしますので、ご相談ください。

Q 半年前の創業時に融資を受け、返済が始まったばかりです。新型コロナウイルス感染症の影響で、創業時に立てた売上計画の達成が困難になり、資金繰りも悪化しています。追加融資の相談はできますか？

A ご返済が始まったばかりの方であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに影響が出た場合は、ご相談を承っております。お気軽にご相談ください。

<ご利用いただける方について>

Q ご利用いただける方の中に「最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高が前6年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方」とありますが、新型コロナウイルス感染症の影響でここ2週間で売上が急減しているものの、今月の売上高としては前6年のいずれかの年の同期と比較すると増加しています。このような場合は、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付は利用できないのでしょうか。

A 「最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高」は、単純な前6年のいずれかの年の同期の売上高との比較だけでなく、売上高の確認日を基準として、①確認日の前月の売上高または②確認日の前日や直近の売上集計日から遡って1ヵ月の売上高等を確認させていただきます。

たとえば、確認日が令和2年7月18日の場合は、最近1ヵ月の売上高は、①令和2年6月の売上高または②令和2年6月18日から令和2年7月17日までの合計売上高などで確認させていただきます。

なお、その際には帳簿等を確認させていただくことがございます。

Q 新型コロナウイルス感染症の影響を受けていますが、最近において、店舗が増加した結果、前6年のいずれかの年の同期と単純に比較すると売上が増加しています。このような場合は、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付は利用できないのでしょうか。

A 店舗の増加のほか、合併や業種の転換を行った場合、ベンチャー・スタートアップ企業のように、短期間に売上増加に直結する設備投資や雇用の拡大を行っている場合など、前6年のいずれかの年の同期と比較するのが馴染まないときは、業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合に準じ、次の要件で比較できる可能性がありますので、お申込やご面談の際にご相談ください。

最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

- ①過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高
- ②令和元年12月の売上高
- ③令和元年10月～12月の売上高の平均額

Q ご利用いただける方の中に「最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高が前6年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方」とありますが、前6年の全ての同期は、店舗の建替期間中であり売上が発生しなかったため、最近1ヵ月間の売上高および過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高と前6年の全ての同期の売上高とを比較しても5%以上減少していません。現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているのですが、このような場合は、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付は利用できないのでしょうか。

A 前6年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みま

す。)の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できますので、お申込やご面談の際にご相談ください。

<申込方法等について>

Q 申込書類を揃えましたが、どのように申ししたらよいですか。また、申込は支店の窓口に行かないといけませんか。

A お申込は、[インターネット申込](#)をご利用ください(24時間365日、インターネット上でお申込みいただけます。)。ご郵送によるお申込手続きをご希望の方は、お申込みに必要な書類をご準備のうえ、[最寄りの支店](#)までご郵送ください。

Q 申込に必要な書類は支店の窓口に行かないともらえませんか。

A 支店の窓口にご来店いただかなくても、[ご提出書類・お申込手続き](#)などからダウンロードいただけます。

Q 融資を受けるには審査は必要ですか。

A 電話や面談等により、資金のお使いみちや事業の状況などについてお伺いさせていただきます。初めてご利用いただく方については、原則としてご来店のうえご面談いただいております。

審査にあたっては、お客さまのご事情をよくお伺いし最大限の対応を心掛けておりますが、お客さまのご希望に添えないこともございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。